



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置・開催について
- (2) 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(第2回)の開催について
- (3) 「金融モニタリング有識者会議」(第6回)の開催について
- (4) 年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について(要請)
- (5) NISAの日(2月13日)に係る広報活動について
- (6) NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果(速報値)の公表について

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

フォトギャラリー



3月3日 第38回金融審議会総会・第26回金融分科会
合同会合にて挨拶する越智副大臣

トピックス

(1)「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置・開催について

我が国の家計金融資産 1,700 兆円の過半は現預金であり、これをバランスのとれたポートフォリオに移行させていくことにより、家計の安定的な資産形成を促していくことは重要な課題です。

このため、金融庁としては、「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定など、金融機関における顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた取組みを進めています。これに加え、積立 NISA の創設や、家計に対する実践的な投資教育や情報提供などの取組みも重要であり、これらについて総合的に取り組んでいるところです。

今般、こうした取組みなどを進めていくにあたり、長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」（座長：神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授）を設置し、2月3日に第1回会合を開催しました。

第1回会合では、バランスの取れたポートフォリオの実現や長期・積立・分散投資の促進などについて、議論が行われました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[家計の安定的な資産形成に関する有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(2)「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(第2回)の開催について

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、昨年 11 月 30 日、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が取りまとめられました。

意見書では、コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化のため、機関投資家から上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくこと等が有効であるとされ、運用機関における利益相反管理の強化など、機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを改訂することが提言されております。

意見書を踏まえて、スチュワードシップ・コードの改訂を目的として、本年 1 月 31 日に、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（第 1 回）が開催されたところですが、2月17日に第2回検討会を開催し、第1回に引き続き、スチュワードシップ・コードの改訂に関する論点について議論が行われました。

引き続き、検討会において、スチュワードシップ・コードの改訂に向けて、ご議論をいただき、本年夏の株主総会シーズンまでに各機関投資家が改訂後のコードを念頭に対応を進められるよう、改訂後のコードを公表する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[公表物](#)」→「[審議会・研究会等](#)」→「[スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会](#)」にアクセスしてください。

(3)「金融モニタリング有識者会議」(第6回)の開催について

2月24日(金)に第6回「金融モニタリング有識者会議」が開催されました。

金融モニタリング有識者会議は、平成28年8月、ルールとプリンシプルの最適な組み合わせ、担保・保証に過度に依存しない事業をみた融資への転換等、これまで金融庁が見直してきたモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論、整理するために設置されたものです。第6回会合では、これまでの議論を取りまとめた「金融モニタリング有識者会議報告書(案)」について、議論がなされました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表しております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[金融モニタリング有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(4)中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会の開催について

年度末の資金需要期を迎えることを踏まえ、金融庁は、去る2月27日(月)に、金融機関等の代表者を招き、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

その際、越智内閣府副大臣から金融機関等の代表者に対して、年度末の資金需要への対応に加え、担保・保証に過度に依存することなく、「目利き」を発揮して、「事業や人を見た資金供給」を組織全体で積極的に推進すること、などを要請するとともに、地域経済の活性化や預金保険料率の見直し等について意見交換を行いました。

併せて、同日付にて、金融関係団体に対し、年度末の中小企業者等の金融円滑化について、書面で要請を行うとともに、当該要請文を公表し、要請内容の周知徹底を図りました。

<意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、全国信用保証協会連合会、住宅金融支援機構

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[お知らせ・広報](#)」の中の「[報道発表資料](#)」から「[年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について](#)」(平成29年2月27日)にアクセスしてください。

(5)NISAの日(2月13日)に係る広報活動について

NISAについては、平成28年9月末時点で約1,049万件の口座開設があり、広く国民の関心を集めている一方で、若年層や投資未経験者への浸透のためには、更なる普及啓発活動が必要であると考えております。

金融庁及び各業界団体等においては、より多くの方々に投資の基礎知識、NISAの仕組みや制度改正の概要について知っていただくため、2月13日を「NISAの日」として、NISAの広報活動に積極的に取り組むこととしています。

本年は、日本経済新聞社が主催し、当庁が後援する「資産形成応援プロジェクト」の一環として開催された「NISAセミナー」において、武村展英内閣府大臣政務官（金融担当）による講演等を行いました。

講演では、平成29年度税制改正大綱に明記された積立NISAの創設準備をはじめとして、家計の安定的な資産形成に向けた金融庁の取組みについて説明を行いました。また、「これからのNISA活用法」と題したパネルディスカッションに、森田総括審議官がパネリストとして参加し、現行のNISAにおける販売の現状や、積立NISA創設の背景、少額からコツコツと積立投資を行う重要性等について議論しました。

金融庁としては、NISAを通じた投資家のすそ野の拡大に向けて、引き続き、様々な広報活動等を通じて、NISAの一層の普及促進に努めていきたいと考えています。

(6)NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果(速報値)の公表について

金融庁では、NISA（少額投資非課税制度）について、今般、「NISA口座の開設・利用状況調査（平成28年12月末時点（速報値）」を実施し、平成29年2月28日、その結果について公表しました。

【調査結果（平成28年12月末時点（速報値））のポイント】

- NISA
 - ・ 口座開設数は、約1,069万口座
(平成28年9月末時点より1.9%増（約20万口座）)
 - ・ 買付額は、約9兆4,756億円
(平成28年9月末時点より7.0%増（約6,164億円）)
- ジュニアNISA
 - ・ 口座開設数は、約19万口座
(平成28年9月末時点より11.3%増（約2万口座）)
 - ・ 買付額は、約289億円
(平成28年9月末時点より42.0%増（約86億円）)

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、家計の中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月から導入されました。

N I S Aについては、平成 28 年 12 月末時点（速報値）で、口座開設数は約 1,069 万口座、買付額は約 9.5 兆円となるなど、着実に普及が進んでいます。

また、ジュニアN I S Aについては、平成 28 年 1 月から口座開設が開始し、4 月から実際に投資が可能となりました。現状では、口座開設数は約 19 万口座、買付額は約 289 億円となっています。

なお、今般の計数は、速報値であるため、今後公表予定のN I S A・ジュニアN I S A口座数開設・利用状況調査（確報値）の計数とは若干異なる可能性があることをご留意下さい。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「[N I S A特設ウェブサイト](#)」から「[N I S Aとは？](#)」→「[データ集](#)」→「[平成 28 年 12 月末時点（速報値）（平成 29 年 2 月 28 日公表）](#)」にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X：03-3506-6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央金町金第7号館 FAX: 03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors, with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 2 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [改正保険業法の施行後の保険代理店における対応状況等について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [都道府県別の中小・地域金融機関情報一覧](#)
- [顧客本位の業務運営に関する原則（案）](#)
- [「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」（第 1 回）議事次第](#)
- [業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点の公表について](#)
- [「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（第 1 回）議事次第](#)
- [監査法人の処分について](#)
- [平成 28 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしていましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

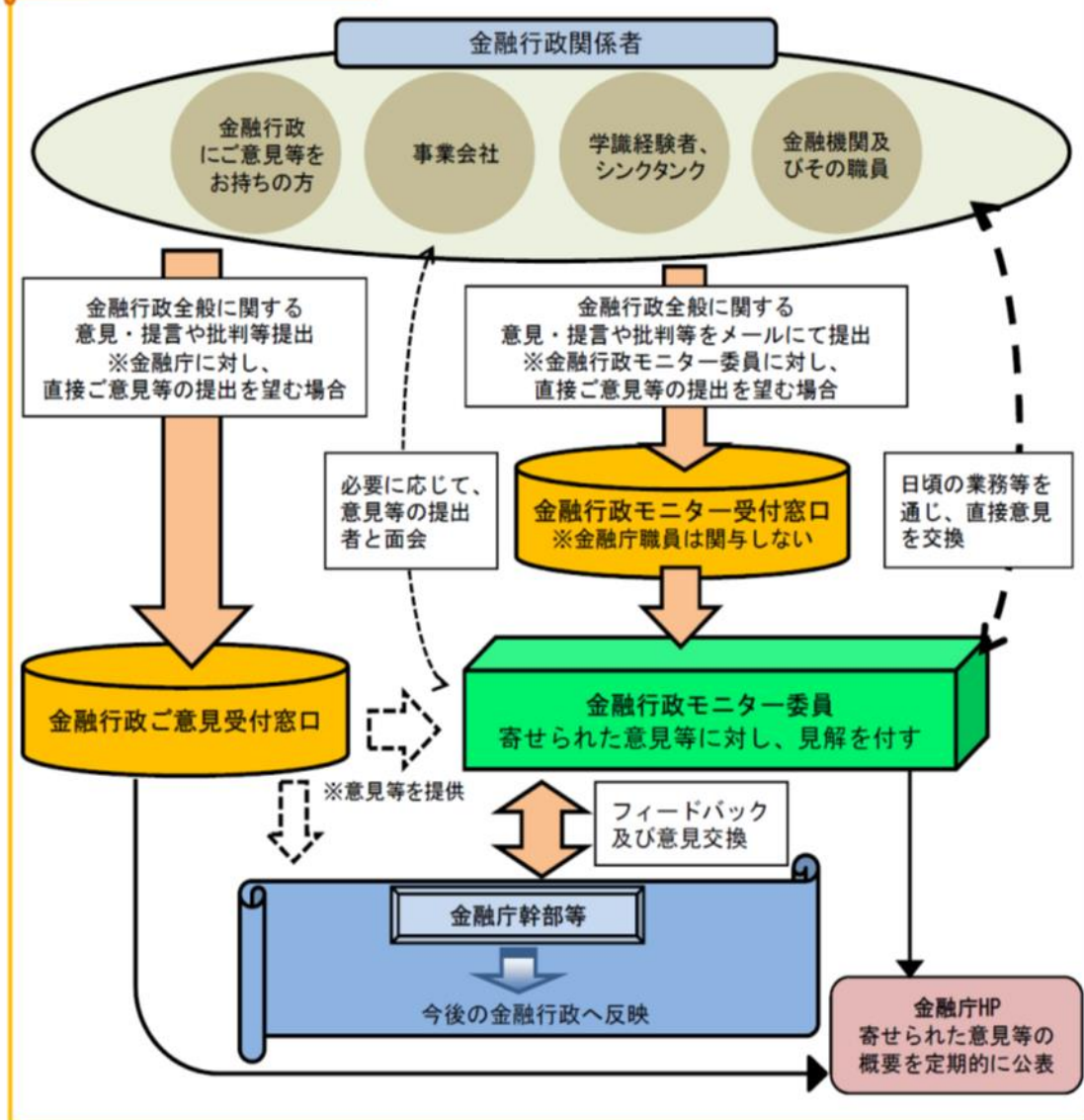
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
調達情報	<u>「調達情報メール配信サービス」</u>	—

